

## ◎申請書等への押印の廃止について

農地法等に関する各種申請書等については、原則として押印を廃止していますが、次のことについて、ご注意ください。

押印廃止に伴い、申請書等にご記入いただく申請者の氏名は原則自署をお願いします。

申請書等へ自署が困難な場合は、記名(印刷・スタンプ等)のうえ、本人確認書類(下記のとおり)を添付してください。

また、申請書を持参された方の本人確認を行う場合がありますので、申請の際には本人確認書類を携行してください。

なお、当面の間、記名押印された申請書は自署されたものとみなし、これまで通り受付いたします。

## ○本人確認書類

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号は不要)、健康保健証等、公的機関が発行した住所、氏名が確認できる書類(有効期限内のものに限る)

※マイナンバーカードの場合、臓器提供の意思の表示の欄は、紙で覆うなどし、分らないようにしてください。

## ○法人等

申請者が法人等の場合、当該事業のご担当者の社員証等の写しを添付ください。

○代理人(行政書士等)が申請する場合、委任状(委任者・受任者がそれぞれ記名押印したもの)を添付してください。この場合、申請書等の訂正は受任者の印で可能です。